

令和8年度（2026年度）県南地域人材確保推進補助金交付要領

（趣旨）

第1条 県南地域の企業における人材確保を支援し、地域内就職率の向上及び離職率の低減を図るため、予算の範囲内において、県南地域人材確保推進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）県南地域

八代市、人吉市、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町及び苓北町の区域で構成される地域をいう。

（2）企業グループ

県南地域に本社又は支店等の事業所を有する企業が2社以上参画する団体をいう。

（3）市町村等

県南地域の市町村、及び、県南地域の市町村が参画し、かつ中心となって運営する実行委員会・協議会等をいう。

（4）立地企業

熊本県企業立地促進補助金交付要項第2条第1号及び熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金交付要項第2条第5号に定めるものをいう。

（5）備品

性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品又は長期間にわたり保存すべき物品であって、1品の取得価格が3万円以上のものをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、企業グループ及び市町村等が連携して行う人材確保に向けた事業で、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

（1）地域内の人材確保に向けた課題に対応した事業であること。

（2）事業者にとって新規に又は拡充して取り組む事業であること。

（3）備品の取得のみを目的とする事業でないこと。

（4）補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が整えられていること。

- (5) 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- (6) 国が実施する他の補助金を受給する事業でないこと。
- 2 補助対象事業の実施者（以下「補助事業者」という。）は、企業グループの代表企業又は市町村等とする。
- 3 企業グループには原則として県南地域の立地企業が1社以上参画していることとする。ただし、地理的条件や事業内容等により立地企業の参画が困難と認められる場合は、この限りでない。

（補助率及び上限額）

第4条 補助率は2分の1以内とし、500万円を上限とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。

- 2 補助対象外経費は次のとおりとする。
 - (1) 団体の組織や施設の運営に要する経費
 - (2) 飲食に要する経費
 - (3) 出資、出捐、貸付に要する経費
 - (4) 土地の取得、賃借、補償に要する経費
 - (5) 備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
 - (6) その他知事が不相当と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

（事業計画書の提出）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める募集期間内に、事業計画書（別記第1号様式）を提出するものとする。

- 2 事業計画書の添付書類は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（別記第1号の2様式）
 - (2) 事業スケジュール（別記第1号の3様式）
 - (3) 収支予算書（別記第1号の4様式）
 - (4) その他必要と認める書類

（事業計画書の審査）

第8条 知事は、補助事業者から提出された事業計画書に基づき、事業内容の審査を行い、補助事業者に対し補助金内示通知書（別記第2号様式）により通知する。

- 2 前項の審査の詳細は別に定める。

(補助金の交付申請)

第9条 要項第3条第2項第1号に規定する事業計画書は別記第1号の2様式とし、交付申請に当たっては、内示通知書の受領後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書(要項別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(要領別記第1号の2様式)
- (3) 事業スケジュール(別記第1号の3様式)
- (4) 収支予算書(別記第1号の4様式)
- (5) 整備施設の設計書 ※施設整備を行う場合
- (6) 整備施設の見積書 ※施設整備を行う場合
- (7) 施設整備箇所を示す位置図 ※施設整備を行う場合
- (8) 施設整備箇所の平面図 ※施設整備を行う場合
- (9) 現況写真 ※施設整備を行う場合
- (10) 施設整備箇所の土地または建物の登記事項証明書 ※施設整備を行う場合
- (11) 施設整備箇所の土地貸借契約書 ※土地を借りる場合
- (12) その他必要と認める書類

(補助事業の内容等の変更)

第10条 要項第5条第1項に規定する事業変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の30%を超える変更を行う場合
- (2) (1)に該当しない場合のうち、補助事業の内容に著しい変化が生じた場合

2 要項第5条第2項に規定する事業変更計画書は、別記第3号様式によるものとし、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(別記第3号の2様式)
- (2) 変更後事業スケジュール(別記第3号の3様式)
- (3) 変更後収支予算書(別記第3号の4様式)
- (4) その他必要と認める書類

(状況報告)

第11条 要項第8条に規定する状況報告は、別記第4号様式により行うものとする。

(実績報告)

第12条 実績報告に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- (1) 実績報告書(要項別記第8号様式)
- (2) 事業実施内容報告書(別記第5号様式)

- (3) 収支精算書（別記第5号の2様式）
- (4) その他事業の成果を確認できる書類等

2 前項の実績報告書の提出期限は、要項第9条第3項の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年（2026年）2月27日のいずれか早い日までとする。

（財産の処分の制限）

第13条 要項第13条に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

（証拠書類の保管期間）

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、前条に定める財産の処分を制限する期間又は5年のいずれか長い期間とする。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和8年（2026年）4月24日から施行する。

別記第1号様式	事業計画書鑑
別記第1号の2様式	事業計画書
別記第1号の3様式	事業スケジュール
別記第1号の4様式	収支予算書
別記第2号様式	内示通知書
別記第3号様式	変更申請書
別記第3号の2様式	事業変更計画書
別記第3号の3様式	変更後事業スケジュール
別記第3号の4様式	変更後収支予算書
別記第4号様式	実施状況報告書
別記第5号様式	事業実施内容報告書
別記第5号の2様式	収支精算書